

## 討論のまとめ

今回の特別研究集会は、「古代但馬国と木簡」がテーマである。

兵庫県日高町と出石町から出土した木簡を題材に、それぞれの木簡と遺構との関連、古代の地方行政の在り方や地方社会の様相について、合計五本の報告がなされた。

移転したとされる但馬国府の位置が、木簡の理解に大きく関わるのだが、この点について現地で調査にあたられている日高町教育委員会の加賀見省一氏と出石町教育委員会の小寺誠氏から、両町の古代遺跡と木簡についての報告がなされた。加賀見報告では、但馬国の古代遺跡を概観した上で、日高町の但馬国分寺跡・川岸遺跡・深田遺跡・祢布ヶ森遺跡について、小寺報告では木簡の出土した袴狭遺跡・砂入遺跡・鳴遺跡・入佐川遺跡・宮内黒田遺跡・宮内堀脇遺跡について、それぞれ遺跡の概要・遺構の説明・木簡の紹介がなされた。そして袴狭川の流路と遺跡の範囲について確認が行なわれた後、山本崇報告の討論へと移った。

袴狭遺跡と深田遺跡から出土した坪付木簡をもとに、但馬国豊岡盆地の条里復原を行なった報告について、山本氏から出石郡と城崎・気多郡で条里の方位が異なることについて補足発言がなされた。すなわち気多郡には、山陰道が通つており、坪付は都に近い方から

順につけられたのではないか。ゆえに氣多郡では東南が、城崎郡でも東南が基準となる。出石郡は道の入り方を考えると北西が基準になるのではないか。もつともこの点については、明確な史料があるわけではなく、一つの可能性である。もう一点、根拠と考えた八条という地名については、新しい地名であるとの指摘を受けたが、城崎郡の条里復原は、五条川という地名、地割の分布、坪付の分布から行なつたものであり、基本的に条里の配置に関しては、報告内容を大きく変更する必要はないと考える、と述べた。

山本報告については、木本雅康氏より、山陰道・但馬道の復原について質問があつた。これに対して、報告者は、もし氣多郡に国府があるとすれば、氣多郡に入る道が主たる道とみなされていたのではないか。ゆえに出石郡の条里も氣多郡の道を基準にすると考えられる。しかし、この点は国府の位置が問題となるし、但馬国での条里施行の時期も問題となると答えた。重ねて木本氏より、報告では直線の郡堺や、河道による郡堺が示されているが、その根拠は何かとの質問があつた。これに対して、報告者は、郡堺は明確には判らない。条里プランを明確にするのが報告の目的なので、郡堺についてはあくまでも推定である、と回答した。

次に、吉川真司報告についての質疑に移つた。まず梅村喬氏より、袴狭遺跡出土の延喜六年の禁制木簡について、木簡の署名の部分には、日付の下にやや左に小ぶりの文字で「民部卿家書吏車持公」と

書かれているが、この後に連署の余地があるのでないか。もし連署されたならば、報告のように、この禁制は民部卿家が行なつたものではなく、他の公権力を想定すべきではないかとの質問があつた。これに対し報告者は、署名の部分については、禁制木簡であるT三九とT四〇が接続するかどうかが問題となる。二点が接続する可能性もないわけではないが、接続しないかもしれない。欠損部分に連署があつた可能性もあるが、その場合、民部卿家に仕える他の者の署名がくる可能性もあるだろう。もし、この禁制が民部卿家に関するわらないとしたなら、国司などの肩書きが見えてしかるべきではなか。この頃には、院宮王臣家・諸司が畿内周辺の地域社会に直接入り権力を行使する事例があるから、禁制は国司の公権力だけに限定されないのでないか、と回答した。

また会場より、香住エノ田遺跡から出土した「召史生」という木簡についてだが、史生は通常国衙にいるのではないか。ゆえにこの木簡が出土したことは、出石郡に国府が存在したことを示すのではないか、との質問があつた。この点について、報告者は、史生は通常法令では国司の下僚を意味するが、史生は「フヒト」と読まれ、この場合は郡のフヒトを意味したのではないかと答えた。この木簡に関しては、調査に当たつた渡辺見宏氏より、二点の木簡の接続の可能性も考慮したが、接続しないと判断したとの説明があり、その上で木簡の発給者に関しては、それが全体の条里の坪付をきちんと

記載していることをどう理解するか、郡の公権力を背景にしてこの禁制が立てられた可能性を考えるべきではないか。もし民部卿家のものとする、それを抜いて郡家に持つて帰つてくることが理解しがたいのではないか。鹿児島県の京田遺跡の事例では、郡司が署名して在地の支配関係を保障している。この例も考えあわせると、郡家が禁制したと考えることもできるだろう、と述べた。これに対し、報告者は、形式の統一性はそのとおりかもしれないが、条里の坪付を記載している延喜六年の禁制木簡と、他の坪付を記載している木簡（報告中のM・O）とは同一の書式なのだろうか、形態もさまざまではないか。もし郡司が作ったとするならば、なぜ民部卿家ができるのか理解が難しい。郡家に持ち帰つたのは、現地でチエツクした後で、郡家でまとめる時の便宜のためではないか。薩摩と但馬では都からの距離が異なつており、院宮王臣家の活動は都からの距離に対応する、と回答した。

続いて、報告中でふれられた雜徭の実態に議論が及んだ。鎌田元一氏より、袴狭遺跡内田地区出土の「清少二井」などの人名と数量が書き上げられた木簡について、報告では雜徭の物納の例とされたが、物納数が必ずしも一定していない。この点をどう解釈するかとの質問があつた。これに対して報告者は、「二」が基本であるが、場合によっては上下することもあるのだろう、と答えた。この点に関連して山口英男氏より、報告では「井」を単位とするものを藁と

したが、硃ではないか、との発言があつた。報告者からは、廐牧令はよく検討してみたい。斎宮寮では浪人が刈り取ることで調達しているので、力役を徵發したものと考えたとの補足があつた。また直木孝次郎氏から、この木簡の冒頭に「卅」と書かれているが、実際に足すと三一になることをどう理解するか質問があつた。報告者からは、よくわからないとの回答があつた。

続いて、但馬国から題籤軸が多数出土していることに関連して、文書と題籤軸の基礎的検討を行なった杉本一樹報告へと討論が移つた。まず冒頭、報告者より、棒軸に墨書したものが都城から出土しているが、これは、それぞれの地方で巻子状に成形され、都に進上された公文の完成品が廐棄されたものである。題籤軸の両面に墨書するのは、公文が唐櫃にまとめて入っている場合に、上から見て探しやすくするためである。それに対し棚に並べる場合は、棒軸の小口に墨書したのである、との補足発言があつた。杉本報告については、北条朝彦氏より、祢布ヶ森から出土する題籤軸は、故意に題籤部と軸部を切断しているように思うが、正倉院にはそのような例が存在するのか、との質問があつた。これに対して、報告者からは、幕末以来の整理の過程で離れたものはあるが、それを除くと、明らかにそのように考えられる例はない。首が折れるものは結構あるとの回答があつた。また古尾谷知浩氏より、祢布ヶ森第一九次調査で出土した題籤軸は、柱の掘形から出土したのか。そうであるなら、

不要になつた文書は紙と軸を分別して再利用するのか、あるいは再利用時まで紙と軸は一体であったのかとの質問があつた。これに対しては、調査者の加賀見氏より、柱穴の掘形から出土したとの補足説明があり、報告者からは、再利用時まで題籤軸がついたままだろうとの見通しが述べられた。重ねて古尾谷氏より、もし抜取り穴から出土したものなら、建物にあつた文書の廐棄にともなうと考えられるが、掘形から出土したのなら造営工事の場で紙が二次利用されたのではないか。そうであるならば、文書の内容と建物との関連はなくなるのだが、どう考えるかとの質問があつた。報告者からは、その意見に賛成であるとの回答があつた。

次に鐘江宏之氏より、弘仁四年の題籤軸は、「弘仁三年」と書かれたものの上に書かれているが、再利用について補足してほしいとの発言があつた。報告者は、文字だけ書き換える再利用もあるだろうが、正倉院で同じような例は見つけていないと回答した。

進行上の都合により、討論時間が十分にとれなかつたのだが、現地において、遺跡・遺構に即して木簡の具体的な検討がなされたことは大きな収穫であった。都城であろうと地方官衙であろうと、出土する木簡は実に多様であるが、その多様性はこうした具体的な努力によつてしか解明しえないのである。その点で今回の特別研究集会は、木簡研究の方向性を示し得たのではないだろうか。